

水道あいつわかまつ



地震に強い 水道管に 取り替えています!

安全な水を安定供給するために、耐震性のある水道管に取り替えています。

また、ポリエチレンスリーブと呼ばれる被覆材を用いることで、長寿命化を図っています。

水道管布設工事の施工風景

神指町地内

水道に関する問い合わせは

事業認可・予算・決算
総務課 ☎(0242)22-6073
 FAX(0242)22-6173

水道施設の整備
施設課 ☎(0242)22-6177

水道料金・開栓・閉栓
会津若松市水道料金センター
 ☎(0242)22-6172
 FAX(0242)25-1307

水道の工事・修理・漏水
会津若松アクアパートナー(株)
 ☎(0242)22-6171(水道部庁舎)
 ☎(0242)23-9986(滝沢浄水場)

QRコードからも
ホームページへ
アクセスできます



会津若松市水道部 〒965-0064 会津若松市神指町大字黒川字石上33-2

会津若松市水道部

検索

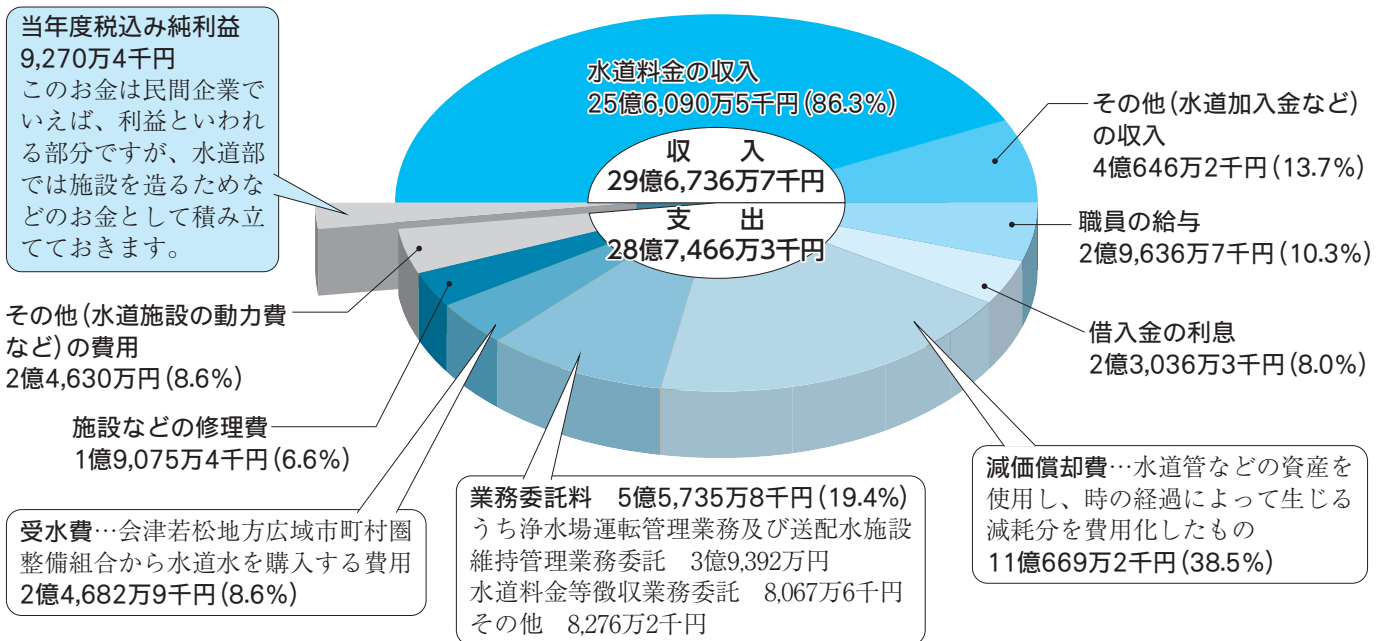
平成28年度予算の内容をお知らせします

水道事業の予算は、皆様からいただいている水道料金をもとに、「安心して飲めるおいしい水を、いつでもご家庭に安定して供給し続けたい」との思いで、編成されています。平成28年度予算の内訳は、下の円グラフのとおりです。

収益的収支…水をつくり、ご家庭にお届けするための予算

※ 消費税及び地方消費税込み

水道料金を主な財源として、取水・浄水施設の運転管理業務や送・配水施設の維持管理業務、水道料金等徴収業務など、民間業者への委託のための予算5億5,735万8千円、水道部庁舎や浄水場、ポンプ場、水道管等の修理など、水道部が行う施設維持管理のための予算1億9,075万4千円が主なものです。

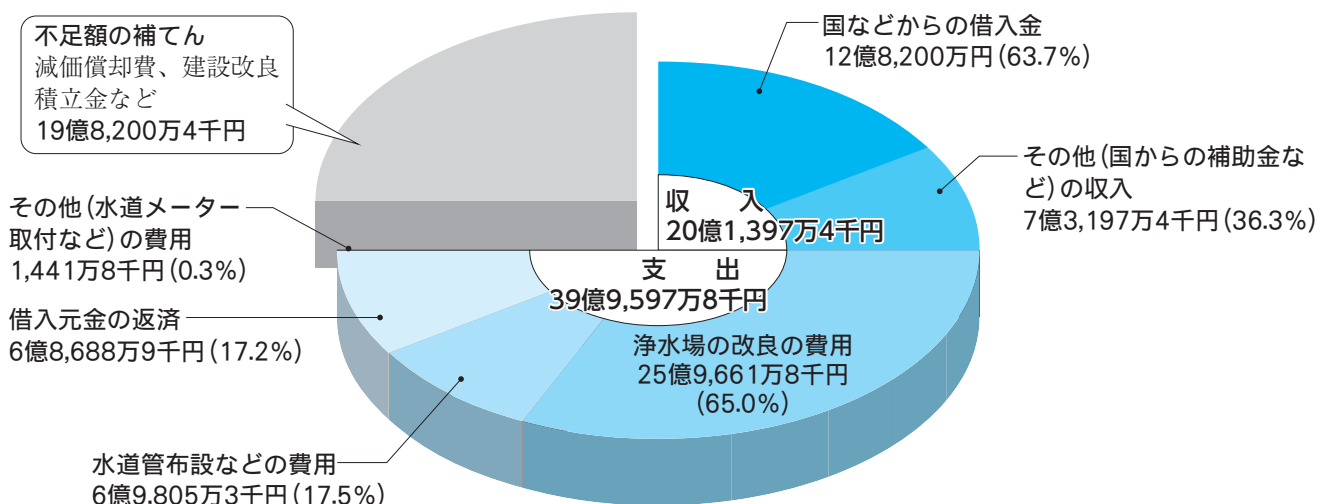


資本的収支…浄水場や水道管などを整備するための予算

※ 消費税及び地方消費税込み

国などからの借入金12億8,200万円を主な財源として、浄水場の改良（滝沢浄水場更新整備等事業建設工事など）のための予算25億9,661万8千円、水道管布設など（水道管の新たな布設や、古くなった水道管の取り替え）のための予算6億9,805万3千円が主なものです。

なお、支出に対する不足額は、実際の現金支出がない収益的支出の減価償却費などで補てんしますが、それでも不足額が生じますので、建設改良積立金を取り崩して補てんします。



第58回 水道週間

6月1日(水)～6月7日(火)

テーマ 「じゃ口から 安心とどけ 未来まで」

毎年、6月1日～7日の1週間は「水道週間」です。58回目の今年は、「じゃ口から安心とどけ 未来まで」をテーマに、全国一斉に水道に関する様々なイベントが行われます。

会津若松市水道部では、皆様に水道への親しみと理解を一層深めていただくため、次の催しを行います。

水道週間イベント

子どもたちの可愛い、そしてハイレベルな作品展です

児童生徒作品展

市内及び湯川村、大熊町の小・中学校の児童生徒による水道をテーマにした作品の展示会を行います。子どもたちの水への思いが込められた作品の数々を、どうぞご覧ください。

と き 6月2日(木)

と ころ 6月9日(木)

会津若松市生涯学習総合センター 會津稽古堂1階

市民ギャラリー

展示作品

図画・書写・作文・標語の各部門入賞作品(佳作は除きます)

※入賞者の表彰式は6月3日(金)

午後4時から、会津若松市生涯学習総合センター 會津稽古堂1階 多目的ホールで行います。

水源を守ります

東山ダム周辺クリーン作業

水道水源の保護の観点から、水道部職員が中心となり毎年、東山ダム周辺の清掃作業を行っています。

「水道週間に関するお問い合わせ」
水道部総務課 ☎22-6073

協賛事業

会津管工事協同組合の組合員にお申し込みください

不良パッキンの無料交換

会津管工事協同組合の組合員が、水道週間期間中(土・日曜日は除く)に限り、一般家庭を対象に不良パッキンを無料(※注)で交換します。なお、店舗・事業所等は対象としていませんので、ご了承ください。

※混合水栓などの水と温水が一緒に出る蛇口は有料となります。

「不良パッキンの無料交換のお申し込み・お問い合わせ」

下記の会津管工事協同組合 組合員・賛助会員名簿をご覧ください。

不良パッキン無料交換申し込み先 会津管工事協同組合 組合員・賛助会員名簿

(組合員)

平成28年4月1日現在

社名	住所	電話	社名	住所	電話
(有)会津水道工業所	大町一丁目8-26	22-2210	(有)永峰設備	五月町102	24-7324
八ッ橋設備(株)	桧町2-3	27-3925	文化設備工業(株)会津支店	北青木4-18	26-8082
東邦工業(株)	河東町八田字八田野58	75-3040	(株)ムラオカブラミング	門田町大字飯寺字村東115-2	27-3011
(株)興栄設備	西七日町9-10	25-4121	(有)内川水道工業	西年貢一丁目7-50	27-8848
(有)安達水道工業所	神指町大字南四合字幕内南504	27-6188	(株)エイワックス	東千石二丁目1-12	36-6736
(株)アークズ会津	千石町4-50	28-4111	(有)金野工業	真宮新町南一丁目121-2	58-3464
会津ガス(株)	神指町大字南四合字オノ神325-1	29-1117	伊藤設備工業	北会津町下荒井81	58-3671
(株)セントラル設備	東山町大字石山字天寧55-12	27-3986	(有)福島空調システム	真宮新町北三丁目20-1	93-6263
東協設備(株)	金川町10-44	24-8904	英設備(株)	中島町2-31協和第一ビル1階	23-8699
(有)マルシン設備	一箕町大字亀賀字藤原1-13	24-7003	(株)新誠テック	町北町大字上荒久田字村北1296	37-1260
会南設備(有)	門田町大字ノ堰字村東750	26-4835	※市外局番は0242となります。		

(賛助会員)

社名	住所	電話
河東水道工務店	河東町浅山字伊勢前18	75-5141

会津若松市千石町5-60
会津管工事協同組合
TEL(0242)27-9036 FAX(0242)27-9639



委託事業者による
開栓作業

経費節減の取り組みを

進めています

市では私たちの生活に欠かせない水道を守るため、健全な経営状況を
持続させる取り組みを行っています。

ここでは事務事業の見直しにより民間委託を進め、経費の抑制につな
がった公民連携の手法による経費削減の内容をご紹介します。

水道事業を取り巻く 状況

会津若松市の水道事業を
取り巻く状況は、近年、大
口利用者の使用水量の減少
や水道利用者の減少（人口
減少）により、使用してい

ただいた水量が平成19年度
を最高に減り続け、それに
あわせて料金収入もピーク
時の平成19年度から平成26
年度の8年間で約10億円の
減少となっています（図
1）。一方で昭和4年の水
道事業創設時に埋設され、
現在も主要な基幹管路とし

て使用されている約30 kmに
わたる水道管や、浄水施設
の更新と耐震対策などの大
規模改修の必要な時代に直
面し、水道事業の運営は危
機的な状況を迎えていま
す。

節減の取り組み その1

このような状況を受け、
水道事業を継続していくた
め、平成19年度に安定した
事業経営の改善策、見直し
の検討を行いました。具体
的には、平成22年度から各

浄水場の運転管理や送・配
水施設の維持管理、水道料
金徴収を含めた大規模な業
務委託の取り組みを実施し
ました。

図1 水道料金収入の推移

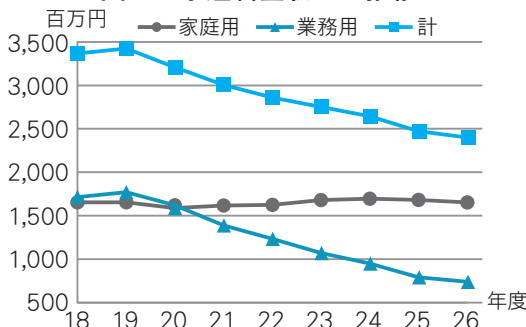


図2 経費の削減効果（平成22年度～）年額

委託した業務	委託対象経費 (見込額)	委託契約額	効果額
取水・浄水施設運転管理	303,000	260,000	▲ 43,000
送・配水施設給水装置維持管理	275,000	241,000	▲ 34,000
料金徴収	185,000	115,000	▲ 70,000
計	763,000	616,000	▲ 147,000

単位：千円

委託事業者には、市内のさまざまな浄水方式にも対応できる能力があり、先進的な水道技術と経験を持った事業者や、市内の地理や管路に詳しい地元事業者を選定するなど、地元で雇用が生まれる仕組みをつくり、これからの水道事業の一翼を担う人材の育成、技術の継承につながる効果も期待できるものです。

取り組みの効果

これらの取り組みによる効果は、特に費用の面に大きく表れました。

各事業に要する費用として積算した額は、業務委託の実施により、図2のとおり、大幅な費用削減となりました。さらに、これまで水道部が直営で行ってきた業務の中から、委託が可能

節減の取り組み その2

なものを選定し、受託事業者が遂行することで、水道部職員はその業務が適正に実施されているか等の監理監督を行うことになり、職員数を見直し、組織の合理化が図られました。(図3)

老朽化と耐震性の問題から、早急に対策の必要があった滝沢浄水場の更新整備が平成26年度から実施されています。

この工事に伴い、これまでの委託業務にさらにD B O方式^{注1}という民間事業者

図3 取り組みの効果(職員の推移)

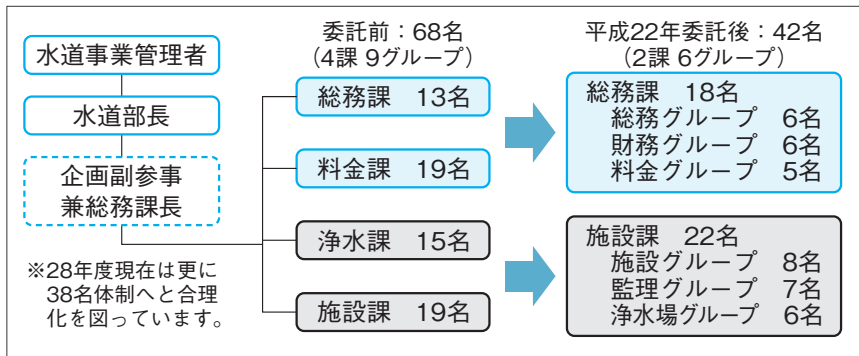
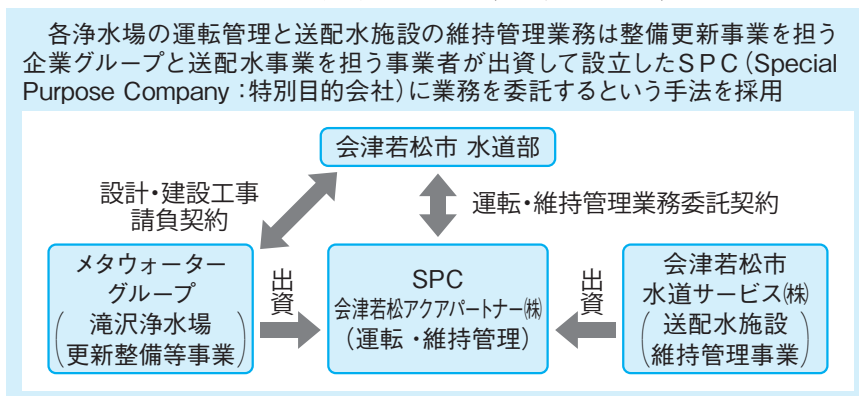


図4 業務委託の体系（平成26年度～）



注1 D B O (Design Build Operate：公共団体が出資し、民間事業者に設計・建設・維持管理委託を行う) 方式により滝沢浄水場の更新整備および各浄水場の維持管理業務を実施

の最先端技術と経験を生かした、いわゆる「設計・建設・維持管理」を一貫して行う手法を取り入れました。これにより、総事業費の見込み額、約13.9億円(建設費および取水・浄水施設の運転管理19年間分の契約)の事業に対して、安全・確実な維持管理が行った事業

者を選定し、その事業者からの約11.1億円という大幅に縮減された提案額に基づき、現在、浄水場の更新工事及び施設の運転管理が進められています。なお、契約の形態については、SPCに業務を委託するという手法を採用しています。(図4)

今後の方向性

行政と民間事業者が連携した委託事業は、経費削減の取り組みの一つです。今後も事業費の削減をはじめ、省資源・省エネルギーの推進等に努めながら、持続可能な水道事業経営の健全化を目指していきます。

〈お詫びと訂正〉

平成28年4月1日発行の「水道あいづわかまつ No.81」の紙面6ページ「水道事業の現状と課題」の2水道事業の収入 図-3 収益の推移のグラフ中で、「その他の収入」と「料金収入」のグラフを示す色が逆でありました。心よりお詫び申し上げますとともに、次のとおり訂正いたします。

【誤】 その他の収入 料金収入

【正】 その他の収入 料金収入

災害に強い水道を目指して

昨年12月に厚生労働省から公表された「水道事業における耐震化の状況（平成26年度）」によると、基幹的な水道管（導水管・送水管・配水本管などの水道管）における耐震適合率は、全国平均で36.0%でした。一方、会津若松市の耐震適合率は35.5%で、全国平均とほぼ同じ状況です。

水道は社会生活に欠かせないライフラインとして、地震等の災害時においても給水機能を確保し、断水による市民生活や社会経済への影響を、最小限に抑えることが重要です。今後も水道部では、浄水場をはじめとする市内の水道施設の耐震化を計画的に進めていきます。

水道施設の耐震化

昨年9月には、慶山地区にある慶山配水池の劣化調査及び耐震診断を行い、施設の耐震性について確認したところです。また、現在進めている滝沢浄水場の更新工事では、2年後の平成30年3月に、耐震化された新たな浄水場の完成を予定しており、災害に強い水道施設の構築を目指していきます。

水道管の耐震化

本市の水道事業は、主に昭和4年創設当時の老朽化した水道管を、ダクタイル鑄鉄製の耐震管へ取り替える工事を進めています。

これまで主要な管については、昭和60年度から耐震管への取り替えを実施してきました。また、平成20年度からは口径が75mm以上の全ての水道管について、耐震管を使用し整備しています。

今年度も市内各所で水道管を取り替える工事を予定しています。災害に強い会津若松市の水道を目指してまいりますので、今後とも水道工事へのご理解・ご協力をよろしく願います。



滝沢浄水場の施設耐震化

会津若松市の水道水は安心してご使用いただけます

水道部では、水道水中の放射性物質の検査を各浄水場の原水で2週に1回、配水で週1回の頻度で実施しています。

直近の検査結果は右表のとおりです。

また、検査結果は市ホームページでも公開しています。

※検出下限値1 Bq/kg（検出下限値未満で検出されなかったものは「<1」と表記）

馬越浄水場については会津若松地方広域市町村圏整備組合が検査

■水道水中の放射性物質の検査結果(Bq/kg)

浄水場等名称	採取日	放射性セシウム134	放射性セシウム137	放射性ヨウ素131
滝沢浄水場(原水)	5/2	<1	<1	<1
滝沢浄水場(急速1・2号配水)		<1	<1	<1
滝沢浄水場(急速3号配水)		<1	<1	<1
東山浄水場(原水)		<1	<1	<1
東山浄水場(配水)		<1	<1	<1
大戸浄水場(原水・大川)		<1	<1	<1
大戸浄水場(原水・舟子沢)		<1	<1	<1
大戸浄水場(配水)		<1	<1	<1
六軒浄水場(原水)		<1	<1	<1
六軒浄水場(配水)		<1	<1	<1
(参考)馬越浄水場	4/20	<1	<1	<1

水質基準に基づく水質検査結果(平成27年度)

下記のとおりすべての基準項目において水質基準に適合しています。

	水質基準項目名	基準値	滝沢系給水 (最大値)	東山系給水 (最大値)	大戸系給水 (最大値)	北会津給水 (最大値)	六軒系給水 (最大値)	強清水給水 (最大値)	検査 回数
1	一般細菌	100個/mL以下	0	0	0	0	0	0	12
2	大腸菌	検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	12
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	1
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	1
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	0.001	<0.001	0.001	<0.001	4
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	0.001	<0.001	<0.001	<0.001	4
8	六価クロム化合物	0.05mg/L以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	1
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	12
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	4
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	12
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	0.15	<0.08	<0.08	<0.08	0.15	<0.08	12
13	ホウ素及びその化合物	1mg/L以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	4
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	4
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	4
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	4
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	4
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	4
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	4
20	ベンゼン	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	4
21	塩素酸	0.6mg/L以下	0.14	0.12	0.11	0.14	<0.06	<0.06	4
22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	4
23	クロロホルム	0.06mg/L以下	0.019	0.013	0.016	0.017	<0.006	<0.006	4
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.004	0.004	0.004	<0.003	<0.003	<0.003	4
25	ジブromクロロメタン	0.1mg/L以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	4
26	臭素酸	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	4
27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	0.042	0.019	0.022	0.026	0.014	<0.01	4
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.007	0.006	0.007	0.008	<0.003	<0.003	4
29	プロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	0.014	0.005	0.005	0.007	0.004	<0.003	4
30	プロモホルム	0.09mg/L以下	<0.009	<0.009	<0.009	<0.009	<0.009	<0.009	4
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	4
32	亜鉛及びその化合物	1mg/L以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	0.06	0.02	0.03	0.04	<0.02	<0.02	4
34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	4
35	銅及びその化合物	1mg/L以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	9.5	6.3	6.2	7.2	8.1	4.4	4
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	4
38	塩化物イオン	200mg/L以下	13	6.6	5.5	7.3	11	3.9	12
39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	30	12	19	22	30	10	1
40	蒸発残留物	500mg/L以下	89	57	63	74	89	57	4
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	4
42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	0.000001	0.000001	0.000001	0.000002	<0.000001	<0.000001	1
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	<0.000001	<0.000001	0.000002	0.000003	<0.000001	<0.000001	1
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	4
45	フェノール類	0.005mg/L以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	4
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	0.8	0.6	0.6	0.6	0.5	<0.3	12
47	pH値	5.8以上8.6以下	7.0	7.2	7.4	7.4	6.8	7.0	12
48	味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	12
49	臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	12
50	色度	5度以下	<1	<1	<1	<1	<1	<1	12
51	濁度	2度以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	12
	残留塩素	0.1以上	0.45	0.35	0.45	0.45	0.30	0.35	12

なお、検査回数は平成27年度水質検査計画に基づいて実施しています。

貯水槽水道(受水槽)はいつも清潔に 衛生管理は貯水槽設置者の責任で

水道水の給水方式

水道水の給水方式には、水道水を配水管から蛇口まで直接給水する「直結式給水」と、水道水をいったん受水槽に受けてから給水する「受水槽式給水」の方式があり、家庭や学校などにいずれかの方式で給水されています。

貯水槽水道とは？

学校や病院・マンションなどの多くは、水道水をいったん貯水槽（受水槽や高置水槽）に貯めてからポンプを使って中高層階へ給水する「受水槽式給水」を採用しており、このような水道を「貯水槽水道」と呼んでいます。

「受水槽式給水」は、安定した水圧が得られるほか断水時や災害時にも水が確保できる利点がある反面、衛生面での管理に十分配慮する必要があります。

貯水槽水道設置者の責務

「貯水槽水道」の場合、受水槽に入ってから蛇口までの水については、次のページに記載した「規定条項」などにより、貯水槽設置者の責任において定期的に貯水槽水道の点検・清掃を行ない、清潔で安全な水道水の衛生管理に努めることが明記されており、貯水槽設置者には適切な施設の管理を行うことが義務付けられています。

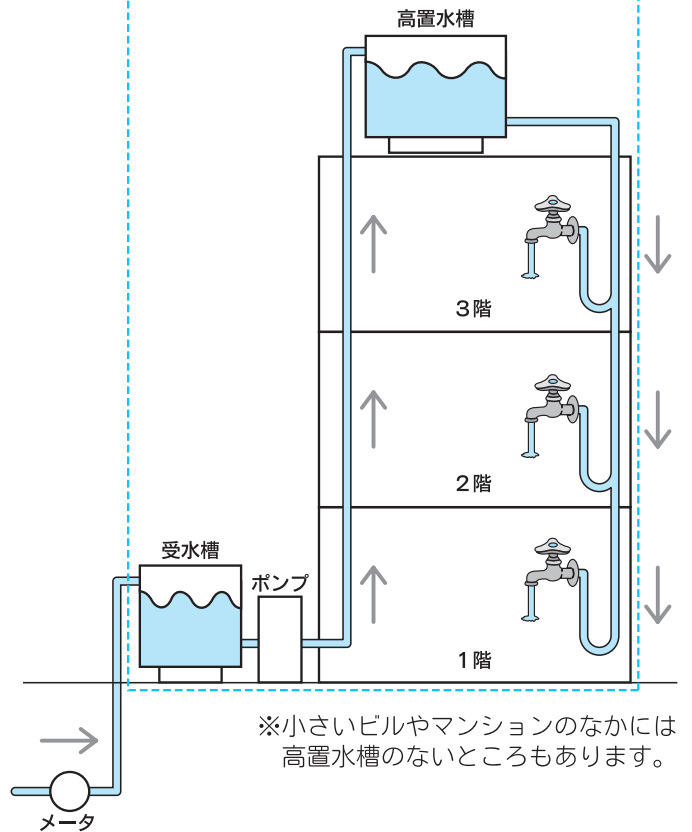
貯水槽水道管理のポイント

- (1)年一回の「清掃」「水質検査」
 - (2)蛇口からでる水の色・臭い・濁り・味のチェック
 - (3)マンホールの故障や貯水槽の亀裂、ボールタップ(水槽内)の故障はないか。
 - (4)オーバーフロー管から異物が入らないか。
 - (5)防虫網は破れていないか。
- 等を、特に注意して点検してください。

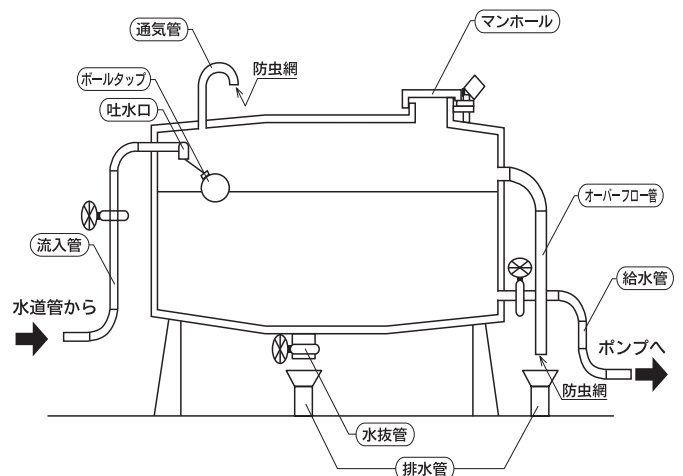
水道事業者の責務

貯水槽設置者に適切な管理を指導し、改善の助言、勧告をします。また設置者や利用者に対して貯水槽水道に関する情報を提供します。なお貯水槽水道についての質問・相談は、送・配水施設維持管理等業務委託の受託者である**会津若松アクアパートナー(株)**(☎0242-22-6171)にお問い合わせ下さい。

〈貯水槽水道の仕組み〉



〈受水槽詳細図〉



水道メーター交換及び漏水調査のお知らせ

水道部では、毎年、有効期間（メーター製造後8年）を過ぎる水道メーターの交換と、公道に埋設されている配水管や水道使用者宅の給水管の漏水調査を実施しています。

随時、業務を行う専門の業者が、皆さんのお宅にお伺いしますのでご協力をお願いします。その際には、必ず身分証明書を携帯していますのでご確認下さい。

お問い合わせ先 会津若松アクアパートナー(株) ☎0242-22-6171

貯水槽水道の管理基準及び検査方法

	簡易専用水道	準簡易専用水道	小規模受水槽
規定条項	水道法第3条第7項	福島県給水施設等条例第2条	会津若松市飲用井戸等衛生対策要領
定義	受水槽の有効容量10m ³ を超えるもの	受水槽の有効容量5m ³ 超から10m ³ 以下のもの	受水槽の有効容量5m ³ 以下のもの
管理基準及び検査条項	水道法第34条の2 同法施行規則第55条・第56条	福島県給水施設等条例第16条 同条例施行規則第17条・第18条 当市の給水区域のうち、河沼郡湯川村に設置されたものについては福島県知事の定める規準に、喜多方市の区域に設置されたものについては喜多方市長の定める規準による。	
管理基準	<ul style="list-style-type: none"> ・水槽の清掃（1年以内ごとに1回） ・水槽の点検、汚染防止措置の実施 ・必要に応じた水質検査の実施 ・供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときには、直ちに給水を停止し、関係者に周知させる。 		
検査方法	年1回水道法第34条の2に係る登録検査機関（下記表）による管理状況の検査を受けなければならない。	年1回の水質検査を行わなければならない。	年1回水質検査を行うものとする。
	① 検査の依頼…設置者が依頼する。 ② 検査項目 ・施設の外觀検査 ・給水栓における水質検査 ・書類検査 ③ 検査後の措置 検査機関から、特に衛生上問題があるため保健所に報告するよう助言を受けた場合は、直ちに施設を管轄する保健所に報告する必要があります。なお、報告先は次のとおりです。 会津若松市……市長 河沼郡湯川村…会津保健福祉事務所（会津保健所長） 喜多方市……喜多方市長	水質検査項目（水質基準に関する省令による） ・一般細菌 ・味 ・大腸菌 ・臭気 ・塩化物イオン ・色度 ・有機物 ・濁度 ・pH値	水質検査項目（上記対策要領による） ・色 ・色度 ・濁り ・臭い ・味 ・残留塩素の有無

会津若松市の貯水槽清掃業者ご案内

建築物飲料水貯水槽清掃業 福島県知事登録業者

平成28年4月1日 現在

氏名又は名称	所在地	電話番号	氏名又は名称	所在地	電話番号
会津建物管理(株)	一箕町松長2-4-16	25-3252	(有)トータルビルサービス	慶山一丁目13-43	28-4010
(株)会津ビルサービス	日新町5-11	26-1653	(株)佐藤総業	一箕町大字八幡字柏木13-2	24-5933
松浦商事(株)	神指町大字南四合字幕内西351-2	27-4433	東邦工業(株)	河東町八田字八田野58	75-3040
(株)サンライズ	中島町1-24	22-2464	会津ガス(株)	神指町大字南四合字才/神325-1	29-1117
ハッ橋設備(株)	桧町2-3	27-3925	(株)新誠テック	町北町大字上荒久田字村北1296	37-1260
(株)アークズ会津	千石町4-50	28-4111	会津メンテ(株)	東千石二丁目2-10	27-4151
(株)興栄設備	西七日町9-10	25-4121	※市外局番は0242となります。		

※清掃は上記登録業者でなくても実施することができます。

※費用は有料となります。見積等により料金確認の上、ご依頼下さい。

福島県を検査区域に含む簡易専用水道登録検査機関一覧表(県内及び隣県)

平成28年1月1日 現在

氏名又は名称	検査を行う事業所の所在地	電話番号
公益財団法人福島県保健衛生協会	福島県福島市方木田字水戸内19-6	環境衛生部分析課 024-546-0597
一般財団法人新潟県環境衛生研究所	新潟県燕市吉田東米町8-13	管理部業務管理課 0256-93-5572
一般財団法人宮城県公衆衛生協会	宮城県仙台市泉区松森字堤下7-1	環境衛生部 022-771-4722
平成理研株式会社	栃木県宇都宮市石井町2856-3	水環境部 028-660-1700
株式会社那須環境技術センター	栃木県那須塩原市青木22-152	営業部 0287-63-0233
株式会社新環境分析センター	福島県郡山市喜久田町卸一丁目104-1	福島県分析センター設備検査課 024-959-1771
株式会社江東微生物研究所	福島県いわき市好間工業団地4-18	環境衛生事業部(郡山) 024-963-1870(代表)

水道工事のお知らせ

今年度、市内各所にて水道工事を予定している中でも、大規模な水道管の取替工事についてお知らせします。

① 老朽管更新事業 滝沢町配水管布設替工事

この工事は、滝沢浄水場から市内へ向かって順次取り替えを行ってきており、昨年度からの続きの工事です。

今年度においては、昨年度の施工箇所から西側へ向かって月見橋の東側までを予定しています。

② 老朽管更新事業 上町配水管布設替工事

この工事は、上町郵便局の前面道路付近において、昨年度施工箇所から滝沢浄水場側（北側）へ向かって取り替えを行っ



工事時期・交通規制等について

①と②の水道工事については、夏頃より工事を開始する予定です。

また、交通規制については、通行止めを予定しており、看板等で案内する予定です。

なお、工事箇所周辺の皆様へは、工事受注者が決定しましたら、工事のお知らせ文書等によりお知らせいたします。

工事期間中はご迷惑をおかけすることとなりますが、ご理解・ご協力をお願いいたします。

【①②の水道工事に関するお問い合わせ】
水道部施設課 ☎ 22-6177

ていく工事です。将来的に、滝沢浄水場側から取り替えを行っている管と接続する計画です。

また、昨年度に施工した箇所の舗装本復旧も併せて施工する予定です。



◎便利な口座振替をおすすめします。

2カ月ごとの水道料金の支払い方法は、口座振替と納入通知書による納入があります。口座振替は、納期ごとに指定口座から自動で納付できる大変便利な方法です。納入通知書でお支払いの方は、口座振替への切り替えをぜひご検討ください。



- 手続きはどこで？・・・下記金融機関で手続きができます。また、「会津若松市水道料金センター」の窓口でも、ゆうちょ銀行以外の手続きが可能です。
- 持参するものは？・・・①「預貯金通帳」「その通帳の印鑑」
②最近の「使用水量・汚水量のお知らせ」や「領収書」

○取り扱い金融機関

東邦銀行、みずほ銀行、常陽銀行、第四銀行、福島銀行、大東銀行、会津信用金庫
会津商工信用組合、東北労働金庫、会津よつば農業協同組合、ゆうちょ銀行

※お問い合わせは・・・会津若松市水道料金センター（水道部庁舎1階）
☎0242-22-6172

◎納期限内の納入をお願いします。

安心・安全な水をお届けする水道事業は、お客様からお支払いいただいた水道料金で必要な経費をまかなう独立採算で経営しています。水道料金は納期限内にお支払いいただきますようお願いいたします。

